

(設置)

第1条 待機児童(その保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。))が法第24条第1項に規定する保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。))又は法第24条第2項に規定する認定こども園若しくは家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。))における保育の利用の申込みをしており、かつ、当該保育を受けていない小学校就学前子ども(子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))に関する問題の解消を図るため、臨時保育室を設置する。

(名称及び位置)

第2条 臨時保育室の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
枚方市立陸 西臨時保育室	枚方市出口6丁目20番5号
枚方市立渚西臨時保育室	枚方市渚西2丁目21番1号

(令4条例21・一部改正)

(事業)

第3条 臨時保育室は、第5条に規定する待機児童を対象とする法第39条第1項に規定する業務を行う。

(定員)

第4条 臨時保育室の定員は、規則で定める。

(入室資格)

第5条 臨時保育室に入室することができる者は、次のいずれにも該当する待機児童とする。

- 市内に住所(やむを得ない事由があるとして市長が特に必要と認める場合にあっては、居住地)を有すること。
 - 子ども・子育て支援法第19条第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であること。
 - 規則で定める教育又は保育を受けていない者であって、待機児童であることにやむを得ない事由がある者として規則で定めるものであること。
- (令5条例5・一部改正)

(休室日等)

第6条 臨時保育室の休室日は、次のとおりとする。

- 日曜日
- 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 臨時保育室の開室時間は、午前7時から午後7時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、臨時保育室の休室日及び開室時間を臨時に変更することができる。

(入室の許可)

第7条 臨時保育室に待機児童を入室させようとする保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請して許可を受けなければならない。

(使用料)

第8条 臨時保育室に入室している待機児童(以下「入室児童」という。))の保護者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、入室児童1人につき、月額27,000円とする。

3 月の途中において入室し、又は退室した場合の使用料の額は、規則で定めるところにより計算して得た額とする。

4 第1項の使用料は、臨時保育室を使用した月ごとに、その月の末日(12月にあっては、25日)までに納付しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(入室の許可の取消し)

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、第7条の許可を取り消すことができる。

- 入室児童又はその保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 第5条の規定に該当しなくなったとき。
- 臨時保育室の管理運営上支障があると認めるとき。
- 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第7条及び第11条の規定は、令和3年7月1日から施行する。

〔令和3年規則第65号で、同3年10月1日から施行〕

附 則〔令和4年6月16日条例第21号〕

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔令和4年規則第45号で、同4年10月1日から施行〕

附 則〔令和5年3月7日条例第5号〕

この条例は、令和5年4月1日から施行する。